

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案参照条文

○船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（抄）

第一条 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶

二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶

三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

○商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第二百一条ノ二 他ノ株式会社ノ議決権ノ過半数又ハ他ノ有限会社ノ議決権ノ過半数ヲ有スル会社（以下親会社ト称ス）ノ株式ハ左ノ場合ヲ除クノ外其ノ株式会社又ハ有限会社（以下子会社ト称ス）之ヲ取得スルコトヲ得ズ

一 株式交換、株式移転、会社ノ分割、合併又ハ他ノ会社ノ営業全部ノ譲受ニ因ルトキ

二 会社ノ権利ノ実行ニ当リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキ

（略）

○船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）

第五条 船舶所有者ハ第二条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同項各号ニ掲グル事項、第三条ノ船舶ニ付満載吃水線、前条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付無線電信等ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ區別ニ依ル検査ヲ受クベシ

一 初メテ航行ノ用ニ供スルトキ又ハ第十条ニ規定スル有効期間満了シタルトキ行フ精密ナル検査（定期検査）

二 定期検査ト定期検査トノ中間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル時期ニ行フ簡易ナル検査（中間検査）

三 第二条第一項各号ニ掲グル事項又ハ無線電信等ニ付国土交通省令ヲ以テ定ムル改造又ハ修理ヲ行フトキ、第九条第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル満載吃水線ノ位置又ハ船舶検査証書ニ記載シタル条件ノ変更ヲ受ケントスルトキ其ノ他国土交通省令ノ定ムルトキ行フ検査（臨時検査）

四 船舶検査証書ヲ受有セザル船舶ヲ臨時ニ航行ノ用ニ供スルトキ行フ検査（臨時航行検査）

五 前各号ノ外一定ノ範圍ノ船舶ニ付第二条第一項ノ国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ニ適合セザル虞アルニ因リ国土交通大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキ行フ検査（特別検査）

2 (略)

○ 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本船舶をいう。

- 一 もつぱら漁業に従事する船舶
- 二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
- 三 もつぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
- 四 もつぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁ろつ設備を有するもの

2 } 3 (略)

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

2 この法律で「重要港湾」とは、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の、国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるものをいい、「特定重要港湾」とは、重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、重要港湾以外の港湾をいう。

3 } 9 (略)

○ 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（抄）
別表第二（第一条関係）

- 一 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）
- 二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
- 三 船員法（昭和二十二年法律第百号）
- 四 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）
- 五 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）

五の二 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）

六 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）

六の二 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）

七 造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）

八 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

九 前各号に掲げる法律に基く命令

。海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

（定義）

第三条（略）

二の八（略）

九 タンカー その貨物艙の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶及びその貨物艙の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて当該貨物艙の一部分の容量が国土交通省令で定める容量以上であるもの（これらの貨物艙が専らばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。）をいう。

十 十七（略）

。船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）（抄）

（国際総トン数）

第四条 国際総トン数は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主として国際航海に従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の国際総トン数は、閉囲場所の合計容積を立方メートルで表した数値から除外場所（開口を有する閉囲場所内の場所であつて、当該開口の位置、形態又は大きさが国土交通省令で定める基準に該当する場所をいう。以下同じ。）の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値に、当該数値を基準として国土交通省令で定める係数を乗じて得た数値にトンを付して表すものとする。

。独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必

要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 (略)

○独立行政法人海技大学校法（平成十一年法律第二百十二号）（抄）

（業務の範囲）

第十条 大学校は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 船員に対し船舶の運航に関する高度の学術及び技能を教授すること。
- 二 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行うこと。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。